

議案第52号

養父市自家用有償バス運送条例の一部を改正する条例の制定について

養父市自家用有償バス運送条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市自家用有償バス運送条例の一部を改正する条例

養父市自家用有償バス運送条例（平成21年養父市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

路線名	起点	経由地	終点
宿南線	三谷	青山	寄宮
建屋線	唐川		建屋小学校

第4条第1項中「という。）は、」の次に「次のとおり」を加え、同項に次の表を加える。

路線名	金額
宿南線	最初の5キロメートル未満を100円とし、以後2.5キロメートルごとに100円を加算した額とする。
建屋線	一律200円とする。

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この条例は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の7第1項に規定する国土交通大臣の行う変更登録を受けた日又は令和3年8月1日のいずれか遅い日から施行する。

議案第52号 養父市自家用有償バス運送条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行				改 正 案			
（運行の路線） 第2条 自家用有償バスの運行路線は、次のとおりとする。				（運行の路線） 第2条 自家用有償バスの運行路線は、次のとおりとする。			
路線名	起点	経由地	終点	路線名	起点	経由地	終点
宿南線	三谷	青山	寄宮	宿南線	三谷	青山	寄宮
唐川線	唐川		井の坪	建屋線	唐川		建屋小学校
餅耕地線	餅耕地	餅耕地下	建屋診療所				
（使用料） 第4条 自家用有償バスを利用する者（以下「利用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。				（使用料） 第4条 自家用有償バスを利用する者（以下「利用者」という。）は、 <u>次のとおり</u> 使用料を納付しなければならない。			
				路線名	金額		
				宿南線	最初の5キロメートル未満を100円とし、以後2.5キロメートルごとに100円を加算した額とする。		
				建屋線	一律200円とする。		
2 前項の使用料は、最初の5キロメートル未満を100円とし、以後2.5キロメートルごとに100円を加算した額とする。				2 （略）			
3 （略）							